

(令和8年2月9日現在)

商品名(愛称)		子育て応援定期積金（愛称：ファミリー積金（ほほえみ））
販売対象	18歳未満のお子様（出生予定のお子様も含む）を養育されている親または扶養者に限ります。	
期間	2年、3年、4年、5年	
掛け 込 方 法 等	掛け方法	契約期間内で掛金を分割掛け込みます。ご指定の口座より口座振替扱いとします。
	掛け間隔	毎月または2か月のいずれかとします。
	掛け金額	1回当たり1,000円以上とします。
	掛け単位	1円単位とします。
支払方法		満期日に自動満期解約処理扱いとします。
給付契約金		12万円以上の金額とします。
給付 補てん 金	適用利回り	契約時の約定利回りを満期日まで適用します。
	支払頻度	満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	計算単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。
	税金	お利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税が適用されます。
	利回り情報の入手方法	約定利回りについては、窓口にお問い合わせください。
手数料		一
附加できる特約事項		預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。
中途解約時の取扱い		満期日前に解約する場合は、初回掛け日から解約までの期間により、当JA所定の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。
貯金（預金）保険制度（公的制度）		保護対象
その他参考となる事項		<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。

(令和8年2月9日現在)

商品名(愛称)		子育て応援定期貯金（愛称：ファミリー定期（ほほえみ））
販売対象	18歳未満のお子様（出生予定のお子様も含む）を養育されている親または扶養者に限ります。	
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 スーパー定期（単利型）は1年、2年および3年の期間とし、スーパー定期（複利型）は3年の期間とします。 ・期日指定方式 スーパー定期（単利型）の1年超3年未満の期間とします。 	
預 入 方 法 等	預入方法	一括預入れとします。
	預入金額	親または扶養者1人につき10万円以上500万円以下とします。
	預入単位	1円単位とします。
	払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
利 息	適用金利	預入時の約定利率を満期日まで適用します。
	利払頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・単利型の場合は、預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・複利型の場合は、満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・単利型の場合は、付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。 ・複利型の場合は、付利単位を1円とし、1年を365日とする半日複利・日割計算とします。
	税金	お利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税が適用されます。
	金利情報の入手方法	金利については、窓口にお問い合わせください。
手数料		一
附加できる特約事項		<ul style="list-style-type: none"> ・預入期間2年のものは、中間払利息を定期貯金とすることができます。 ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い		<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合、その利息は、預入期間および預入日から解約日までの期間に応じて、当JA所定の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに支払います。 ・スーパー定期（単利型）で中間払利息が支払われている場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利息により計算した利息額との差額を精算します。
貯金（預金）保険制度（公的制度）		保護対象

© よりぞう

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融共済部（電話：0561-72-0033）にお申しだされ、当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会 紛争解決センター 本会：052-203-1777 西三河支部：0564-54-9449



JAあいち尾東

